

令和8年度

新婚生活を応援します！

(結婚新生活支援事業)



村山市にお住いの新婚世帯の方に、住宅費の補助があります。
補助を受けられるかどうか、下記によりご確認ください。

【補助対象者】

次の①～④の要件をすべて満たす世帯が対象です。

- ①：令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯
- ②：ご夫婦の所得の合計が500万円未満
(※奨学金を返還している方は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除できます。)
- ③：ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ④：【新要件】ご夫婦ともに年度内での講座受講等の実施(※詳細は裏面参照。)

【補助対象経費】

新居の住宅費	①：新居の購入費 ②：新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料 ③：新居のリフォーム費用
新居への引越費用	④：引越業者や運送業者に支払った引越費用

【補助金額】

夫婦ともに、**29歳以下の世帯は上限60万円、それ以外の世帯は上限30万円**です。

申請方法について

- 制度の概要については、村山市ホームページ「結婚新生活支援事業」をご覧ください。
- 事業の詳細や必要な手続き、書類については、下記の担当課へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

村山市子育て支援課 家庭支援係 [☎：0237-55-2111 (内線:162)]

新規認定の要件となる講座等について

令和8年度より、新規で補助を受ける新婚世帯については、年度内に下記のいずれかの講座又は相談を受けることが交付の要件となりました。（※継続補助世帯は不要です。）
下記のいずれかを受けた後は、「受講等確認書（別紙2（第10条関係））」をご記入ください。

① ライフデザイン支援講座の受講

受講対象者	夫婦
講座実施者	自治体・企業・民間団体等
既存の教材・講座・動画など	県が制作する動画（※公開され次第、掲載） ※講座のほか、乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。
受講方法	セミナーへの参加・動画の視聴など

② プレコンセプションケアに関する講座の受講

受講対象者	夫婦
講座実施者	自治体・企業・民間団体等
既存の教材・講座・動画など	国立研究開発法人国立成育医療研究センター 啓発動画 → https://www.ncchd.go.jp/hospital/about/section/preconception/
受講方法	セミナーへの参加、啓発動画の視聴など

③ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

相談対象者	夫婦
相談実施者	医療機関・自治体（保健師への相談も可。）
相談方法	・医療機関への受診・相談 ・保健師への相談

④ 共家事・共育て講座の受講

受講対象者	夫婦
講座実施者	自治体・企業・民間団体等
既存の教材・講座・動画など	・厚生労働省「共育プロジェクト」アーカイブ動画 → https://tomoiku.mhlw.go.jp/seminarevent/archive/ ・県が制作する動画（※公開され次第、掲載）
受講方法	セミナーへの参加、アーカイブ動画の視聴など ※専業主夫の場合は妻の受講が必要です。

【お問い合わせ先】

村山市子育て支援課 家庭支援係 [☎：0237-55-2111（内線:162）]